

【論文】

## 児童養護施設における自立支援の実践と課題 —自立支援担当職員の語りからの検討—

横山 順一

Junichi YOKOYAMA

### 概要

本稿では、児童養護施設において自立支援の役割を担う「自立支援担当職員」の視点から、児童養護施設における自立支援の実践を捉え、今後の課題について検討を行った。

A県内の児童養護施設に配置されている自立支援担当職員を対象にしたインタビュー調査を行い、その語りから、施設内協働と自立支援のあり方に着目した質的検討を行った結果、児童養護施設の自立支援担当職員の自立観には理念的な一貫性が見られたこと、自立支援担当職員とケアワーカーとの協働の形態は3類型に整理され、アフターケアの実践や自立支援担当職員の支援には複数の側面からの組織的な課題がみられることなどが明らかになった。

キーワード：自立支援、児童養護施設、自立支援担当職員、アフターケア、リビングケア

### はじめに

児童養護施設は、戦後長く「養護施設」として入所児童の保護・養育を主たる役割としてきた。しかし、1997年の児童福祉法改正により「児童養護施設」へと改称され、入所児童の自立支援が施設の目的の一つとして明記された。さらに翌1998年には「児童自立支援計画」の策定が義務づけられ、施設における計画的な自立支援の枠組みが制度化された。加えて、2004年の法改正では、児童養護施設の目的に「退所した者に対する相談・援助」が位置づけられ、退所後支援が施設の役割として明確に規定された。これら一連の児童福祉法改正により、児童養護施設の役割・機能として、「退所後の自立に向けた入所中の支援(リビングケア)」と「退所後の相談・援助(アフターケア)」を担うことが法的に明確化されたといえる。

こうした中、2021年4月から児童養護施設において、「自立支援担当職員」の配置が措置費の加算対象となった。これにより、自立支援の役割分担の明確化と自立支援体制の強化が図られること

となったが、自立支援にどのように取り組むかといった具体的な内容や方法は、各施設の経験的な対応のもとでの実践に委ねられたままである。

本稿では、こうした児童養護施設を取り巻く制度的・社会的変化を踏まえ、自立支援の役割を担う職員の視点から、児童養護施設における自立支援の実践を捉え、今後の課題について検討することを目的とする。

### I 社会的養護における「自立支援」施策

国は、社会的養護における自立支援の充実を目的として、段階的に制度および施策の整備を進めてきた。児童養護施設に自立支援の機能が付加されたのは、1997年の児童福祉法改正時であるが、その後施設入所児童の自立支援に関わる制度は、入所中の支援体制の整備から、退所後を見据えた支援の拡充に向けて展開されてきた。

まず、1998年には「児童自立支援計画」の策定が義務づけられ、施設において個々の児童の将来を見据えた計画的支援を行う枠組みが制度化され

た。同年、国(厚生省児童家庭局)により児童自立支援ハンドブックが発行され、自立支援の理念や実践の方向性が示された。これにより、自立支援は各施設の経験的な対応に委ねられつつも、一定の共通理解のもとで実践されるべき支援として位置づけられるようになった。

次に、2004年の児童福祉法改正では、児童養護施設の目的に「退所後の相談・援助」が明記され、いわゆるアフターケアが制度上、施設の役割として明確に位置づけられた。これに伴い、家庭支援専門相談員の配置が進められ、施設内において、家庭や地域との関係を視野に入れた専門的な相談支援機能の整備が図られた。

2010年代に入ると、施設退所後の生活支援に対する制度はさらに充実する。「地域生活・自立支援事業」が「施設退所児童等アフターケア事業」と改称されて開始され、2011年に国が公表した「社会的養護の課題と将来像」(社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会とりまとめ)において、社会的養護の機能の一つとして「地域支援等の機能」が位置づけられて、自立支援および退所後の相談支援の重要性があらためて明示された。また同年には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、措置延長等の運用が整理され、年齢を超えた継続的支援の可能性が制度的に示された。

さらに、2014年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、児童養護施設等の退所者に対するアフターケアの推進が明記され、自立支援は貧困対策の一環としても位置づけられることとなった。2016年には、児童養護施設等退所者に対する自立支援資金貸付事業が開始されるとともに、家庭支援専門相談員の複数配置が可能となり、支援体制の専門化・多職種化が図られてきた。

2017年には、「社会的養護自立支援事業」が創設され、都道府県および政令指定都市に自立支援の拠点が整備されたほか、自立援助ホームにおいては大学生等を対象に22歳の年度末まで支援を行うことが可能となった。また、児童養護施設においても、22歳の年度末まで継続的な支援を行うことが制度上認められるようになり、自立支援の対

象期間は大きく拡張された。

このように、社会的養護における自立支援施策は、入所中の計画的支援の整備から、退所後を含めた長期的・継続的支援へと、その内容と対象を拡充してきた。

加えて、2024年施行の改正児童福祉法により、児童養護施設や里親家庭で育つ若者に対する自立支援について、原則18歳、最長22歳までとされていた年齢制限が撤廃され、より柔軟で継続的な支援の可能性が制度上保障されることとなった。

こうした中、2021年4月に児童養護施設に位置づけられた自立支援担当職員は、「施設等退所前・里親等委託解除前の進学・就職等の自立支援及び退所後・委託解除後のアフターケアを担う職員」として定義されており(2021年3月8日付 厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙「自立支援担当職員加算実施要綱」、自立支援施策を横断的に理解して入所中から退所後に至る「リービングケア」から「アフターケア」を接続する担い手として、その役割を期待される存在であるといえる。

## II 自立支援にかかわるこれまでの研究

社会的養護における自立支援に着目した先行研究では、施設退所後の生活課題や社会的排除、貧困リスクに焦点を当てた研究、あるいはリービングケアやアフターケアのあり方を検討した研究などがあり、さまざまな視点から自立支援の課題が論じられている。

近年の児童養護施設の自立支援にかかわる研究の学術的な傾向として、まず、当事者の視点からの研究がある。永野ら(2014)は、社会的養護措置解除後の若者の生活実態とその困難さの分析を行っている。谷口(2020)は、当事者の語りから、社会的養護における自立支援のあり方や課題について考察している。伊部(2022・2023)は、2020年に行われた社会的養護経験者を対象とした全国調査の自由記述の二次的調査として施設等で受けたケア等の支援のあり方を考察し、児童養護施設を退所し、就労や就学をしながら社会生活を送る社

会的養護経験者(ケアリーバー)は、その後の生活の中で経済面や精神面での問題や悩みを抱えても、頼る相手や支援を受ける機会に乏しく、困難な状態に陥ることが多いことを報告している。また、井出ら(2023)は、社会的養護経験者の視点から、当事者が必要だと考える自立支援について考察している。

児童養護施設職員の視点からの研究としては、高橋(2013)が、児童養護施設の職員を対象にインタビュー調査を行い、語りから自立支援の実践の意味づけと展望を明らかにしている。櫻谷(2014)は、退所者と施設職員を対象にインタビュー調査を行い、アフターケアにおける支援の実態を明らかにした。また、宮崎・大月(2019)は、リビングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割を明らかにすることをとおして施設ソーシャルワークについて論究している。谷口(2011)は、児童養護施設の施設長と職員に対する質問紙調査によって、児童養護施設における自立支援の実態と課題を調査している。

アフターケアに焦点をあてた研究として、伊藤(2018)は、児童養護施設の退所理由に焦点をあててことをとおしてアフターケアの課題についての検証を行っている。また、平松(2015)は、児童養護施設における自立支援に関する文献を整理し、研究の課題の抽出を試みている。

このように、児童養護施設における自立支援のあり方についての研究は前進している状況にあるが、近年急速な多機能・高機能化の進行にともなう児童養護施設の現状をふまえた上での検討は乏しい。また、自立支援を担う職員個々が有する自立観や能力について検討する研究は、あまり進んでいないように思われる。

### Ⅲ 「自立観」と「自立支援」

#### (1)「自立」とは

一般に「自立」とは、「他への従属から離れて独り立ちすること。他からの支配や助力を受けずに存在すること」(「大辞泉」)と定義されており、自立を「他者からの支援や依存からの離脱」とし

て捉えられることが多い。こうした自立観は、戦後日本における社会福祉制度の形成過程においても強く反映されてきた。

例えば、「社会保障制度に関する勧告」(社会保障制度審議会1950)では、社会福祉について、「国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童、その他援護を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うこと」と定義している。この記述からは、支援の目的が「能力の発揮」や「自活」に置かれ、最終的には公的扶助からの離脱を志向する自立観が読み取れる。

また、公的扶助の分野においては、自立は「自立を助長する」ことを通じて、「公私の扶助を受けず、自分の力で社会生活に適応した生活を営むことができるように助け育てること」として捉えられてきた。ここでは、就労や経済的基盤の確立が自立の中核に位置づけられ、経済的自立を達成することが支援の到達点として重視されている。

一方、障害福祉の分野では、こうした経済的自立を中心とした自立観に対する批判的な検討が進められてきた。「脳性マヒ者等全身性障害者問題に関する報告」(脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会1982)においては、自立とは「社会の一員として意義ある自己実現と社会参加を果たそうとする努力を社会的に位置づけること」であり、「自らの判断と決定により主体的に生き、その行動について自ら責任を負うこと」とされている。ここでは、他者の支援を受けること自体を否定するのではなく、本人の意思決定や主体性を基盤とした「自分らしく生きること」や社会参加が自立の本質として重視されている。

#### (2) 社会的養護における「自立支援」

先に見たように、自立は分野によって「援助からの離脱」や「経済的自活」を中心に捉えられてきたが、児童福祉分野、とりわけ社会的養護において、子どもたちの自立は近年どのような自立観で語られてきたのだろうか。

児童養護施設は、長らく保護を主たる役割とす

る施設として位置づけられてきたため、退所後の生活を見据えた自立支援は、施設の役割として前面に出ているとは言い難い。しかし、前述のとおり1990年代後半以降の制度改正を通じて、児童養護施設における役割は大きく転換し、1997年の児童福祉法改正において、児童養護施設等の役割に「自立支援」が明記され、1998年には「児童自立支援計画」の策定が義務づけられた。さらに2004年の法改正では、児童養護施設の目的として「退所後の相談及び自立のための援助」が明確に位置づけられるなど、近年にわたり、児童養護施設における自立支援のあり方があらためて問い直されてきている。

こうした流れの中で示されている社会的養護における自立概念は、他の福祉分野において強調されてきた「他者の援助からの離脱」や「自己責任」としての自立とは異なる特徴がある。たとえば、厚生労働省の自立支援ハンドブック(1998)においては、自立とは社会生活を主体的に営むことであり、孤立して一人でやることではないとされている。同ハンドブックは、必要な場合に他者や社会に助言・援助を求めることも自立の一部であると解説しており、他者との関係性を前提とする自立観を示している。このような自立観に立てば、「自立＝自己責任」と単純化することはできず、むしろ、支援やつながりを受けながら、自ら選択し、自分らしく生きていくことが重視される。とりわけ社会的養護のもとで育つ子どもたちにとっては、「孤立させないこと」や「つながりを支援すること」そのものが、自立支援の本質的な要素であるといえる。

そして、その自立を可能にするためには、退所後のみならず、施設入所中から、将来の生活に備えて必要な力を身につけていく支援が不可欠である。すなわち、社会的養護における自立支援は、入所中の日常的な養育(ケア)と、退所後を見据えた準備的な支援、さらには退所後の支援(アフターケア)を含む連続的なプロセスとして捉えられている。

すなわち、社会的養護における自立は、「他者

に依存しない状態」ではなく、必要に応じて支援やつながりを活用しながら主体的に生活を営む過程として捉えられており、退所後の生活自立、入所中からの準備的な支援、他者との関係性を前提とした主体的な営みといった複数の側面をあわせ持つ、一義的に定義することが困難で多面的な概念である。

このように、社会的養護における自立概念は、多面的かつ流動的で曖昧な側面をもっていることから、社会的養護における自立支援は、単なる経済的自立や就労の達成にとどまらず、対人関係の形成や生活上の意思決定、支援を受けながら生きていく力の獲得など、多面的な課題を含むものであると言えるであろう。

児童養護施設の職員は、そうした「自立観」を日々の実践の中で具体化しながら、それぞれで解釈していると考えられる。そして、それらの実践や解釈のほとんどが、個々の職員に委ねられているのが現状であろう。

## IV 調査

### (1) 調査目的

児童養護施設における自立支援担当職員は、前述のとおり2021年4月より制度上に位置づけられ、その後4年以上が経過している。しかし、措置費の加算対象にとどまることから、配置の有無も含め各施設の裁量に委ねられ、なおかつ、その実践については明確な指針が示されていないのが現状である。児童養護施設における自立支援をめぐっては、制度上の整備が進められてきた一方で、自立支援担当職員の専門職としての役割やケアワーカーとの協働のあり方、児童養護施設の日常のケアの中に体系化された方法や内容としてどのよう自立支援が位置づいているのか、自立支援に関する認識の共有、ならびに施設内の支援体制に関する実態について、十分な検討がなされていない。

近年の児童養護施設は、多機能化・高機能化が求められる中で、日常的な養育業務に加え、家庭支援や地域支援など多様な役割を担うことが求められている。加えて、慢性的な職員不足や経験の

蓄積が十分でない体制のもとで、施設運営が行われている。このように、各々の自立支援担当職員の力量や施設的环境に依存しやすい状況にあることが推察されるが、その現状は明らかになっていない。

そこで、施設内協働と自立支援のあり方に着目して、児童養護施設における自立支援実践の現状の可視化を試みるとともに、そこに存在する課題を、自立支援を担う職員の語りから明らかにすることを目的として、児童養護施設に配置されている対象にインタビュー調査を実施し、質的な検討を行うこととした。

具体的には、自立支援担当職員の「自立観・自立支援観」とそれをふまえた自立実践の実態、および自立支援担当職員と他職員との施設内協働のあり方、施設運営上の役割や業務の位置づけ、自立支援担当職員を取り巻く支援体制や専門性の課

題といった視点から分析を試みた。

## (2) 調査方法

調査は、A県内の児童養護施設の自立支援担当職員6名を対象とした。そのうち5名は児童養護施設等での職員歴が15年以上、残り1名は施設職員歴が4年ではあるが、中学校教員を40年以上の経験している職員だった。自立支援担当職員歴は、4名が同職員の位置づけが始まった当初から、他2名が途中から着任していた(表1)。

インタビュー(半構造化面接)は、それぞれの職員に対しインタビューガイド(表2)にしたがって、実施場所は対象者が勤務する施設内の一室において、それぞれ90分程度を行った。

インタビュー実施期間は2025年1月から同年9月であった。

表1 調査対象

対象者	性別	施設職員歴	自立支援担当職員歴	これまで経験した職種
A	男	17年	2年	個別支援担当職員
B	男	20年	4年	児童指導員
C	男	20年	4年	保育士・児童指導員
D	女	4年	4年	中学校教員
E	女	15年	4年	児童家庭支援センター職員
F	女	41年	0.5年	保育士

表2 インタビューガイド

- ①「協働・連携」施設の職員間で自立支援にかかわる共通理解はとれているか。また、自立に向けた職員間での「養育観」「支援観」の共有を行うことはできているか。
- ②「資質」施設運営上の役割と自立支援担当職員としての業務の両立はできているか。「リービングケア」と「アフターケア」の両立はできているか。
- ③「施設運営と組織体制」自立支援担当職員の役割の明確化により施設全体の取組に生じた変化の有無や、自立支援に取り組む上で、施設内の環境(スーパーバイズ、施設内の組織的な取組)に生じた変化があるか。

### (3) インタビュー調査における倫理的配慮

インタビュー内容は、調査対象者の同意を得てデジタルレコーダーに録音し、その後文字化した。聞き取り中に個人名等が出現した場合は、文字化作業の段階ですべてアルファベット表記するなど匿名性を担保した。

なお、本調査においては山口県立大学生命倫理委員会における倫理審査により承認を得ている(承認番号2025-08)。

### (4) 自立支援担当職員へのインタビュー調査の結果

それぞれの対象者へのインタビュー調査の結果の主な内容を、意味の変わらない程度に要約、整理して以下に記す。

#### ① 自立支援担当職員にみられた自立観

- ここを出た後も繋がっているから大丈夫という風なところで「助けて」って言えたら一旦自立かと(Aさん)
- 適度に誰かに相談できるところ。それが身についていくのが施設の児童の自立。周りを上手につかって自分が生活していく。相談していく体制がつくれるようなものが自立。風のうわさで「うまくいっとるらしいよ」って聴くのが自立へのゴール。「施設には頼らず、頑張ってるよ」ってなれば、それがゴールかもしれない。(Bさん)
- 分からないことがあったら、それを分かる人にきちんと聴ける力。「本当に自分で立てるように」っていう感覚から、「上手に依存先を見つけるって」いう部分に・・・。(Cさん)
- 一人で生きていけるようにすることはあるんですけど、信頼できる誰かを見つけておいて、いざというときには頼れるようにすること、頼れるようになること。(Dさん)
- 社会の中で生きていく。社会資源を使いながらも、誰かに頼りながら社会の中で生きていくたらしい。(Eさん)
- 建前としては自分で社会に出て一人でやっていく、生活していくことだが、出たからといって

一人ではないと。あなたにも家族がいるし、きょうだいがいる。頼ればいいよ、困ったら園 おいで、電話しておいで、だから一人じゃないよ・・・。(Fさん)

- できんけど(施設と)繋がってるから、ゆっくり、出たあともアフターケアで徐々にできるようになったらしいじゃん、っていう感じではないかなと思います。(Aさん)
- 「出て行くまでに、これをせんにやいけん、あれをせんにやいけんっていうのは深く考えんでもいい」っていうのは周りの職員にも話しています。(Bさん)

#### ② 施設内の他の職員との連携・協働

[他の職員との共通理解]

- 職員会議とか、朝の朝礼とかで現状を・・・。よっぽど大変なケースとかは、報告したりしてますけどね。(中略)私の中では入所したタイミングから、もうリービングケアは始まっている、ぐらいな勢いでけど。そこはやっぱり職員によって感覚は違うのかもしれないですね。(Eさん)
  - (自立観の施設の中で共有は) ちょっと今年は、まだやってないけど、さっきの職員研修。キャリア教育のときに、結構、がんがん・・・。(Dさん)
  - 職員の中で、みんなに説明する部分があるんですよ。子どもにも職員にも。「自立支援というのは、こういう仕事です」とか「家庭支援というのは、こういう仕事です」っていうのを児童にも職員にも、あらためて説明する場をみんな持ってるんです。(Bさん)
  - 自立支援の統一っていうのは、なかなか難しいですよ。施設の思いとかも、いろいろ含まれると思うので・・・。(Bさん)
- [自立支援担当職員の存在感]
- (自立支援を担っている職員だという認識が子どもたちにあるのか? といった問いに対して) ないです。(Aさん)
  - 「自立支援(担当職員)って何しよるんやろう」って思われてるところは、まだあると思います。

(Fさん)

○完全小規模化になって(自分が)どんな人か分からない新人の先生とか若い先生は、ちょっと相談しにくいだろうなという印象は持っています。

(Aさん)

〔自立支援担当職員と担当ケアワーカー〕

○一番は(ケア担当職員に)何でも話す。そのようにしてきていたので。担当と何かする時だとか、介入しても一応担当とか。いない時もありますので、他の職員に言ったりもしますが、でも「一応、担当を通すね」っていうふうに戻すようにしていますので。(Fさん)

○あんまりインケアに入りすぎると生活担当のケアワーカーの邪魔をしちゃうので…。あまり、こっちが生活の助言をしてたらですね。「担当じゃなくて自立担当支援の方に行こう」となっちゃうと、また具合が悪いので。そこは一線を引きながら、超えていかないようにしないといけないなって。(Aさん)

○私個人が子どもに関わってるというか、私はどっちかという職員への働き掛けかな。(Dさん)

○プロセスを決定していく過程の中に、担当のホームの子と担当職員が決めるところに、ちょっと同席しながらやるような形が多くなってきてる。(Cさん)

○あんまり自分が特化してリービングケアをやるよっていうのは、なかなかないので。ホームのやってるリービングケアの中に、ちょっと自分も入ってやるとか。(Cさん)

○どっちかと言うとリービングケアというか……のことで頼ってこられるほうが多いです。自立に向けてやっていく途中のこととかを頼られることのほうが多くて。(Eさん)

○自分がやるものじゃなくて、上手にホームがやれるようにアシストするほうが。入ってる子どもたちからしたら、生活してる環境が長い職員と一緒にやるのが、一番、理にかなってるかなとは思いますが。(Cさん)

○今ここにいる子どもも、よっぽどのことがない

限り、私は入らないんですけど、担当は任せてるんですけど。担当が何か言ってきたときには、行って話したりとか。(Dさん)

○園の中でも自立支援部会というのがあります。そこで調理体験だとか。あとは就職、自立に向けて、お金についてだとか、税についてだとか、携帯電話は、とか。そういうふうなことでテーマをつくっていきながら。子どもからのリクエストで来月あるんですけど、(中略)自立に向けて一人暮らしの体験っていうのも、できる部屋はあるんですけど、それについても投げかけてます……。 (企画をする人は)別にいらっしゃってですね。その方が中心とはなるんですけども。でも、私の仕事は……できることは参加で……いろんなのに参加しながら。(Fさん)

○特に出口の子たちが、難しい子が増えてきてるのもあって……。何ですかねえ。「就職、何ならできる？」みたいな。生きていく力が、ちょっと弱いとか、ボーダーでコミュニケーションがちょっと難しい子とかが増えてきてるので。まあそれでも、働けなくても生活保護で、なんとか生活できてれば、それは私は自立と。社会の中で生きていければ、それは自立とみなしてるんですけど、もう、それにすら行きつかないような子が、今、ちょっと何人かいるなど思っています。(中略)そういう子たちを、もう担当だけでは、というか、抱えきれないところもあって、わりと頼られるというか。ですね。(中略)私の最初のイメージでは、担当が出口までやって、それでも、やっぱり今までできてなかったところがあるから、そこをプラスアルファ、私が補いつつ外に出してあげて。そこから私が関わる……でも、その前から、私とその子の関係性づくりはいるから定期的な面談をする、みたいな感じのイメージできて。1年目とかは、割とそんな感じでやってたんですけど……。だんだんリービングケアの比率が増えてきたな、という感じはあります。先を見通して、早い段階でやっていかないといけないところが……。 (中略)年配の職員さんとかは、たぶん、子ども

の質が変わってきてるところに、ちょっとついていってないところもある感じはします。社会資源とか・・・社会も変わってきてるので、その辺の仕組みについていけないところもある。(Eさん)

○高校入試に関しては、それぞれの担当がしないと、ちょっと間に合わない。学校が違ったりとか、グループホームだと地域が違ったりしますし。(中略)新しいところはすぐ近辺なので一緒なんですけど、男の子の場合は、ちょっと地域が違うので。(Fさん)

○現場の職員が、「ここに関しては自立支援(担当職員)にやってもらおう」みたいなのはないですね。ちゃんと、もがいてくれてるからっていうふうに、現場が。「どうしよう」「こうしよう」って、その「もがく」のが大事って。すぐ、答えなんて出ないです。(Cさん)

[直接的なかかわりがある]

○施設の中で(自立支援を)一番知ってるのは私っていう認識は、絶対にみんな持ってくれてると思います。(Bさん)

○施設からの自立。家庭引き取りじゃないケースというのは、ほとんど、みんなが僕を通してやってるっていう形ではあります。(中略)例えば助成金の申請とかも、結局、僕を通してという形に全部なってますし、進学するときの調整であったりとか。今から退所の準備とか、例えば、いつ買い物に行く。いつするっていうのを。自分一人では、やっぱりしんどいって、みんな思ってるんですよ。やっぱりユニットのリーダーに相談するよりは、僕がずっとやってきてるっていうところがあるので、その時点で、みんなが「いつ、こうやってやろうと思ってます」とか「何が必要ですかね」とかいうのを全部、聞いてきてくれるとか。僕も「こういう準備を早くしちよってください」っていうのをお願いしたりするので。(Bさん)

### ③アフターケアにおける困難性

[アフターケアと施設の業務との両立]

○両立と言われると、やっぱり常日頃。例えば施設の中で課題がある子どもたちにたくさん関わらないといけない時期は、どうしてもアフターがおろそかになってしまうところが、どうしてもあるんですよ。で、こっちはっかりしてると、こっちが、また大丈夫かなって。(中略)そのバランスが、上手にうまくやれとるかと言ったら、それはノーです。(Bさん)

[公私を分けづらい仕事]

○何か言ってくれば対応せざるを得ない・・・で、子どもから連絡くるのは、ほぼ夜だったり。突然、夜中に連絡が来たりもするし。うん。ちょっと公私の区別が付けづらい仕事ですよ。(Dさん)

[全部自分でやる必要はない]

○私が自立支援担当だからって言って、全部、卒業したあとの相談を一挙に受けるわけではなく。おそらく、ホームの中での職員との関係のほうがか濃い部分もあると思うので。

○がつつり自分が担当ホームを持つわけじゃないので、そこまで濃い援助関係みたいなのはなかったりするの。そこはホームにお願いするように、ちょっと今、やっています。(Cさん)

[自分一人でやっていると感じる]

○アフターケアは、手詰まりになっても誰も助けてくれないとか。助けてくれないという言い方は変ですけど、結局、施設としては、関わろうとはしてますけど、一緒に関わっている感覚じゃないです。(Bさん)

[リービングケアとアフターケアの両立]

○アフターケアがあるので、今のリービングケアのところまで、ちょっと手が回ってないという現状はあるかな。一人で全部それをやるのです。(中略)この2年間、リービングケアは、ほとんどできてないというのが反省でありますね。(Aさん)

○アフターケアについては時期にもよるんですけど、リービングケアが忙しい時期は、やっぱり、しんどいです。アフターケアも。それもそうですし、施設でやらなければいけない業務って

うのも正直ある。(Bさん)

○やっぱりどうしても優先順位が、期限が決められているのはリービングケアだと思っているので、リービングケアとアフターケアを何かすぐやらないといけなくなれば、まずリービングケアをどうしても優先するので、最近、ちょっとアフターケアが、ずっとおろそかです。(Bさん)

[これまでかかわったことのない卒園者とかかわる]

○たぶん(これまでのアフターケアは)してたんですけど、今みたいに役割って言うかたちで言われたら。もうちょっと何か、型にはまる・・・動きにくいっちゃ動きにくいんですけど。自由になっていうところが、ちょっとできにくいかなっていうところも。自分と関わりがなかった、あまり関わりがなかった子どもたちも関わっていかないといけないっていうところで。自分が見ていた子だけではないっていう。(Fさん)

[困難なケースへの対応]

○公用携帯がもう1台来て、それを・・・ずっと持つようになる。置いて帰るのはできない。ほかの人に、何か連絡を任せないといけなくなるのも、ちょっと嫌なので。そこは、たぶん、常に持って帰るのかなとは思うんですけど。ある程度関係性ができてきた子とか、新しい子にも「私は基本、土日が休みです」と・・・。「夜も子どもがいるので、9時以降は返信、基本できません」とか伝えます。できないことは伝えるというか。よっぽど緊急のときは電話に出るけど、とか。もう、よっぽどのときは、本体に電話するとかって言って、こっちのできないことも伝えるようにはしています(中略)「死にたい」って言ってきた子とか・・・そういうときはありますけど、LINEが多いですね。本当、最近の子は本当みんな、電話が苦手な子も多いので・・・。(Eさん)

#### ④自立支援担当職員へのスーパーバイズ

[施設の事務分掌上の上司に相談]

○「今、これ、ちょっと、どうしようもならんけ

ど、どうしたらいいかな」と思うときは、だいたい〇〇さん(上司)に相談してます。(Bさん)

[施設長や専門職に相談]

○一番多く(スーパーバイズを)受けるのは、施設長だと思います。あとファミリーソーシャルワーカーがいるので。普段、いろんな決めていくことは、その2人で相談しながら。(Cさん)

[自立支援業務についてのスーパーバイザー]

○自立支援に関しては、(スーパーバイザーは)いないですね・・・。ちょっと、いないかなと思うので、全部、外部の人に相談してますね。(Aさん)

[最初の相談は相談しやすい人へ]

○私のデスクの前が〇〇さん(=専門職)なんです。同じ時間帯で勤務していることが多いのもあって・・・。精神疾患を抱えてたりとか、定期通院があるような子もいるので、相談を良くしています。あとは△△さん(=上司)かな。(Eさん)

#### ⑤役割の継承と持続的な自立支援に関する課題

[自立支援担当職員の後任]

○大きな課題と感じている。(Eさん)

○(後任の問題は)大きな課題です。そこが一番課題かもしれなくて、今。(Dさん)

[現担当者としての思い]

○次に自立支援(担当)になる職員が、施設の方針からいったら同じような職員なので、経験年数がそれなりにあって、少し現場から離れてアフターケアを中心にするというかたちだと思うんですけど、でも、どこかから雇ってくる可能性もゼロじゃないと思うんです。でも、思いとしては次に繋げたいというところがあるので。今の現場のリーダー的な職員が担っていくというかたちにはなるかなと思います。(Bさん)

[継続的なアフターケアへの課題]

○関係性を築くには、そういう何て言うんですかね、個の関わりに、どうしてもなってくるので。そこが、自立支援担当職員が私じゃなくなったときに、どうなるのかな。今、つながってる子

たちが、とか。その辺は本当、課題だとは思っています。(Eさん)

## ⑥自立支援担当職員としての資質

### [障害についての知識]

○私が来たときは普通学級の子が圧倒的に多かったんですけど。今は特別支援学校、特別支援学級…普通学級にはいるけど、何らかの、ちょっと発達に課題があって通級に行ってるとか、そんな子だらけです。私もそっちは弱くて。全然分かってなくて。ちょっと今から勉強しないといけないなと思ってます。(Dさん)

### [異性の児童とのかかわりの難しさ]

○(小規模になると)話をしやすくはなるんですけど、異性となると、何かちょっと難しかった。男子のほうに行くと、食べることについては話すかもしれないんですけども、「将来、こうなんよ」って、なかなか腹を割って話すというところまでは……。『父ちゃんなら話せるかな』って思いながらも、なかなか男の子って難しいのかなと思って。女の子のほうが入りやすい、その辺は。(Fさん)

### [奨学金についての知識]

○スッと返答できるというのが理想ではあるんですけども……『奨学金について』って今年、相談受けたので『調べますね』って言って、調べたものを『これなんじゃけど』とかで(中略)大学が駄目だった場合っていうのを一緒に、ちょっと何があるっていうのでやってみたりとかして。(中略)勉強もまた下のほうで。本当に……。(Fさん)

### [小規模ホームの入所児童の理解]

○何もしないと、やっぱり見えないと思います。だから、ある程度フリーな職員という立場がくれるので、そのホームに夕飯を食べに行くとかって言って、『僕の1人分、ちょっと多くつくっておいてください』って言って、ちょっと食事の時間に介して行ってみたりだとか……。(Cさん)

○この8月に全部のホームを回れたので。たまた

ま人がいないというところと、立ち上げたばかりというので応援に呼ばれて行ったりとかしたので。様子を見ることができたので、『よし、これは私にとって収穫』と思って。(Fさん)

### [関係機関とかかわる力]

○社会資源とか、そういう関係機関とは上手にやっついていけないといけないかなと思います。(Eさん)

### [コミュニケーション・対人援助のスキル]

○ここで生活したことを見たことのない人がアフターケアをしてくれるようになってくれるので、それは本当に難しいだろうな……。それでも、お初でも、すごいスキルを発揮してアフターケアをしてる方もいらっしゃると思うんですけど、それは、やっぱりある程度中堅で、スキルがある方じゃないと。対人スキルがないと、ちょっとできないところかなって思いますね。(Aさん)

○コミュニケーションが全然できてない状態。ホーム同士は、たぶんできてるのかなと思うんですけど、(中略)私の仕事もそうですけど、やっぱり受け身じゃ駄目だってというのが。こっちが足を運んでいかないと……。 (中略)職員との会話をこちらが意図的に運んで、設けていくしかないだろうなとは思いますが。(Aさん)

## ⑦施設の他の業務との両立

○昨年度までは主任という言い方をしてたんですけど。今年、部門分けをして。児童の入所部門の管理担当みたいなかたちになってます。どうしても、こっちの子どもたちのいろんな対応だったり、入退所の一時保護、いろいろ打診を受けて、その調整みたいなこともしながら……かたや携帯を持たせてもらっているんで、外に出ている卒業生たちにはLINEとかで連絡を取りながらするみたいな感じがあるので。結構、ローテーションに入っちゃいけない部分とかもあつたりしますが……。ただ、インケアの部分は、やっぱりホームの中に入ってやらないと。

(Cさん)

⑧自立支援担当部会の活用  
〔同じ仕事の人との繋がり〕

○施設に1人しかいないじゃないですか、この仕事している人は。だから、まず私の仕事の基本は人脈づくりなので。人と、同じ仕事の皆さんと繋がれるというのは、すごくありがたいし、そこから得られる情報も、すごい大きい……。

(Dさん)

○自立支援の部会は、すごい有り難いです。本当、聞きやすかったりするんで、本当に。しかも年3回ぐらいやっただきるので、聞きたいことが聞きやすいなと思います。「ちょっと、あれ、どうなの?」とか。(Eさん)

〔心地よさを感じる場〕

○やっぱり同じ境遇というか、つらさも話せるし、質問もできるし、というのが、心地よさがありますね。いいことも悪いことも言える会だなというのはありますね。(中略)(他の施設でやっていることが)気になりますね。自分もできてるわけじゃないので、できてないところの話を聞くと安心したりしますね。自分も本音を言えるなって思うけど、やっぱりいいことを言われると、そこがちょっと、やや焦りが出たりするので。(Aさん)

〔情報共有の場・それぞれの「自立観」の共有〕

○(これまで)あくまで情報共有というか、「何がゴールか難しいですよねえ」っていうぐらいの話しかしてなくて。それぞれの思いとか施設の思いとして自立支援担当部会の職員が、こういう思いとして自立観をとらえてるというのは話したことがないから。そういうのができたら、また面白かったなって……。(Bさん)

〔「支援の引き出し」を考える場〕

○ケース検討とか、それに対して、こういう支援があるよとか。そういう支援の引き出しを協議できる場だといいいのかなど。(Cさん)

(5) 考察

1)自立支援担当職員にとっての「自立」

今回の調査対象であった6名の自立支援担当職員の自立観は、「他者の力を借りて良いこと」「助けを求められること」を自立と捉える視点があり、「孤立させない自立」という点で理念的に共通性がみられた。こうした「他者の力を借りる自立」という理念的な共通性は、施設実践から生まれた、社会的養護特有の実践知、自立観であるかもしれない。

一方で、職員間の自立観の共有についての語りは非常に限定的であり、組織的に自立観の統一が施設内で十分になされていなかった。自立支援担当職員は、施設入所中のケアを担うケアワーカーと協働しつつ、退所後を見据えたリービングケアやアフターケアにも関与する立場にあり、その実践には自立観が色濃く反映されると考えられるが、「自立支援の統一っていうのは、なかなか難しい」(Bさん)、「職員によって感覚は違うのかもしれない」(Eさん)の語りに見られるように、自立観が必ずしも現場で共有されているわけではないことは、施設内のそれぞれの職員における支援の内容や役割の理解の相違として現れる可能性があることが示唆されているようであった。こうした自立観の職員間の共有が曖昧なままであれば、その曖昧さが日々のケアの実践の中で具体化されて、自立支援は一義的に定まらないものとなる。自立観が実践の中でどのように解釈され、共有されているかを今後明らかにすることが必要であろう。

リービングケアからアフターケアへの連続性、すなわち切れ目のない自立支援を実現するためには、自立支援担当職員が施設職員全体の自立支援観・ケア観の共通理解を促進するキーパーソンとなることが求められる。そのためには、自立支援担当職員からケアワーカーをはじめとする他職種への発信や、自立支援を通して得られた知見の共有が重要である。自立支援担当職員の取組を個別の実践として捉えるのではなく、施設全体のケアの質向上につなげていくといった視点が必要であろう。

その前提として、自立支援担当職員の役割や位置づけについて、施設内で十分な共通理解が図られているかが必要であろう。新規採用職員への研修や小規模ホーム間の連携を通じて、施設全体で自立支援の取り組みを理解・共有するしくみづくりが求められる。

## 2) 自立支援担当職員の実践にみる協働のあり方

リービングケアは、各施設において自立支援担当職員のみで完結するものではないことは言うまでもないが、入所児童の日常生活を支えるケアワーカーとどのような協働がとられているのかが重要である。また、リービングケアは、退所直前の対応に限定されるものではなく、ライフステージを見通した自立支援として位置づける必要がある。小中学生の段階から、日常生活の中で金銭管理や家事、公共機関の利用、対人関係などを自然に学べる環境を整え、自分の将来を考える機会を保障することが求められる。そのためには、社会経験の積み重ねや多様な選択肢の保障、複線的なキャリア支援の充実が不可欠である。

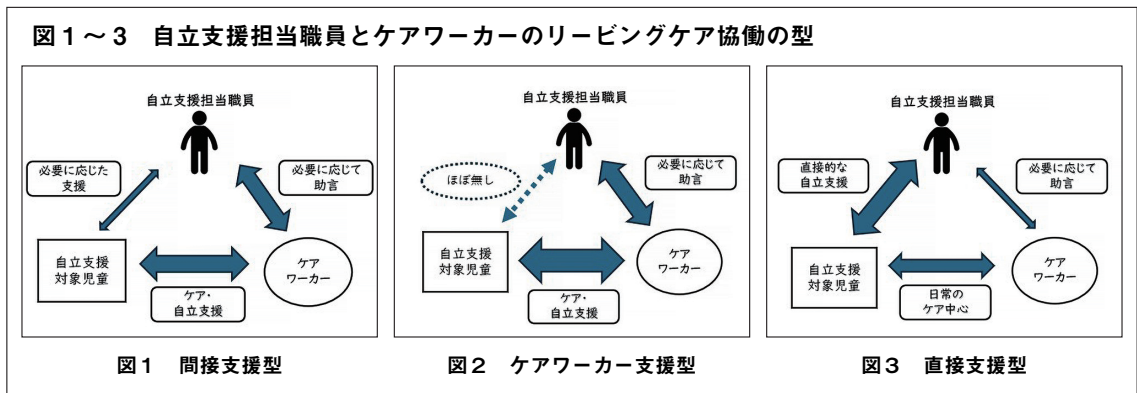
自立支援担当職員の6名中5名の語りから、「一応、担当を通すね」というふうに戻すようにしています」(Fさん)「あんまりインケアに入りすぎると生活担当のケアワーカーの邪魔をしちゃう」(Aさん)、「自分がやるものじゃなくて、上

手にホームがやれるようにアシストする」(Cさん)のように、「各児童担当のケアワーカーを通す」「入所児童の生活の邪魔をしない」「小規模ホームが主で、自分はアシストする」といった、前に出すぎないように意識的に配慮している姿がうかがえた。こうした姿勢は、自立支援担当職員の専門職性の高さを示すものである一方で、役割の曖昧さの裏返しとして捉えることもできる。一方、「ほとんど、みんなが僕を通してやってるっていうかたち」(Bさん)のように、自立支援を一手に引き受けるタイプの自立支援担当職員も存在した。

このような自立支援担当職員の語りから、自立支援担当職員とケアワーカーと協働の形態を、3つの型に整理することを試みた。

第一に、基本的な支援は対象児童の担当ケアワーカーが行い、自立支援担当職員は必要に応じて対象児童に直接関与する「間接支援型」(Aさん、Dさん)である。第二に、支援のほとんどを担当ケアワーカーが担い、自立支援担当職員は対象児童への直接的な関与をほとんど行わない「ケアワーカー支援型」(Cさん、Dさん、Fさん)である。第三に、自立支援担当職員が対象児童への直接支援を比較的多く担い、同時に担当ケアワーカーへのサポートも行う「直接支援型」(Bさん)である(図1～3)。

図1～3 自立支援担当職員とケアワーカーのリービングケア協働の型



こうした、3つの型の違いが生じる要因としては、それぞれの職員の資質や支援にかかわる理念、スタイル等の違いが考えられるが、施設の形態の違いという側面にも着目する必要がある。

近年、児童養護施設では小規模化が進められており、小規模化が完了した施設と、大舎と小規模ホームを併用する施設が存在するが、本部施設と入所児童の生活の場である小規模ホームとは離れた場所に存在していることが多い。また、小規模化が完了した施設においても、同一敷地内に全ての小規模ホームを設置している場合と、近隣地域に分散している場合とでは、ケアの環境は大きく異なる。同様に大舎と小規模ホームを併用する施設においても、その設置形態は多様である。

インタビュー対象の6名の自立支援担当職員はいずれも、業務の拠点を本部施設に置いていたが、いずれの自立支援担当職員も、小規模ホームとの間には物理的距離が生じており、それが心理的な距離へと転化して、自立支援担当職員と入所児童、担当ケアワーカーとの関係性やリービングケアの実践における協働のあり方に影響を与えている可能性が否定できなかった。

今回の調査から、施設の小規模化への移行が、自立支援に何らかの困難性を生み出す可能性について、変革期にある児童養護施設において考慮する必要であることが示唆されたと言えよう。

自立支援のあり方を検討するには、こうした協働の型の違いを職員個人の力量や資質の問題として捉えるだけではなく、組織構造や条件の違いによって生じている環境的な課題として理解することが重要ではないだろうか。

### 3) アフターケア実践における困難性

自立支援担当職員によるアフターケアの実践をみると、その支援は、その他業務との両立の困難性と、アフターケア実践そのものにかかわる困難性という複数の側面から捉える必要がある。

自立支援担当職員の語りからは、「アフターケアがあるので、今のリービングケアのところまで、ちょっと手が回ってない」(Aさん)、「まずリー

ビングケアをどうしても優先するので、最近は、ちょっとアフターケアが、ずっとおろそかです」(Bさん)のように、自立支援担当職員がアフターケアとリービングケアの両立を十分に果たせていない現状が垣間見えた。これらは、アフターケア業務が制度的に位置づけられている一方で、それを担う自立支援担当職員を支える体制が十分に整備されていないことを示唆している。

特に、業務の優先順位付けの困難さに加え、「何か言ってくれば対応せざるを得ない(中略)ちょっと公私の区別が付けづらい仕事ですよ。」(Dさん)のように、アフターケアに対する心理的負担感や孤立感や、公私の区別がつきにくいといった困難性が語られていた。また、アフターケア実践においては、支援の時間的・関係的な責任の境界が曖昧になりやすいという特徴も指摘された。「夜間や休日の対応」「公私の境界を越えた関係性の継続」は、担当職員個人に過度な負担を集中させる要因となっている。

その困難性の背景として、施設全体として自立支援担当職員をどのように支えているのかという点も重要である。施設内におけるフォロー体制や業務上の相談相手の存在、スーパービジョン体制の有無は、実践の質や継続性に大きく影響するが、本調査では、そもそも自立支援担当職員が一人体制で業務を担う中で、スーパーバイザー的な存在が不在であることにより、一人で抱えている感覚や判断の孤立化が生じている実態が示された。本調査では、「自立支援に関しては、(スーパーバイザーは)いないですね」(Aさん)のように、相談相手はいるが、専門的なスーパービジョンは存在しないという状況も語られていた。上司や施設長、外部の専門職など、日常的な相談相手は確保されているものの、自立支援の実践そのものを専門的に振り返り、位置づけ直すスーパーバイザーの不在は、自立支援担当職員という専門職の位置づけの不安定さを示していると思われる。孤軍奮闘を避けるためにも、スーパービジョンのあり方や、施設内外の専門職との連携・協働のしくみについて検討する必要がある。

アフターケアの実践については、施設措置費加算の支援件数が月20件という要件が課されていることについても、その妥当性を含めた検討が今後求められる。支援件数の達成が目的化することで、支援の質や負担が軽視される可能性も否定できない。

こうした結果から、自立支援担当職員は、その役割特性から孤立化を生みやすい専門職であると言える。自立支援が制度化されたことにより役割は明確になった一方で、人員や支援体制が十分に拡充されていない状況の中で、今後、入所中には十分な関係をとることができなかつた施設退所者への対応も求められるようになっていく。今後は、制度化されることによって生じたこうした課題を可視化していくことが必要であろう。

#### 4) 専門職実践の持続可能性をめぐる課題

自立支援担当職員の語りからは、自立支援の実践を持続可能なものとしていくために、いわゆる「支援者の支援」が必要であることが明らかになったが、加えて自立支援担当職員の後任の問題と、実践の継承の困難性も重要な論点である。

将来的に現職員の後任を選定し配置する必要があるが、実態としては、支援のノウハウが個人的な関係性や暗黙知として組織的に共有・蓄積されにくい状況にある。これは個人の問題ではなく、施設組織としての課題であり、専門職実践の継続性を脆弱にしている。

前述したスーパーバイザーの不在や、後継者が組織的に育成されていないことは、自立支援担当職員という専門職の未確立性を示すものであり、専門性の再生産が困難な構造を生み出していると言える。継続的な自立支援・アフターケアを確保するためには、現在のいわゆる「初代」自立支援担当職員の次の担い手を育成していく、中長期的な人材育成を図ることが必要である。

加えて、外部ネットワークの重要性も指摘できる。県内の児童養護施設における自立支援担当職員で構成される自立支援部会は、施設間の連携・協働体制を構築する上で重要な役割を果たす可能

性が示唆された。各施設における支援の成功事例や支援ノウハウを共有することは、個々の職員の孤立を防ぐとともに、自立支援実践の質を底上げする取り組みとして位置づけられるべきである。

#### V まとめ

本研究では、児童養護施設における自立支援担当職員が、自立支援の実践上の困難、その構造的課題を抱えながら、実践の中で自立支援という役割をどのように担っているのかといった実態の一端を本人の語りを通して捉え直すことができた。本研究を通して得られた知見は、今後の児童養護施設における自立支援の推進に向けた方向性を示すとともに、施設の質の向上および機能強化に資する一定の示唆を含んでいるものと思われる。

近年進行する児童養護施設の小規模化の実態に即した、自立支援担当職員とケアワーカーとの協働・連携のあり方を再検討する必要があることが明らかとなった。自立支援担当職員とケアワーカーとの間で、「養育観」や「自立支援観」が十分に共有されていないこと、またアフターケアとリービングケアの両立に苦慮している現状は、施設の運営上の課題や人材不足とも関連している。

また、児童養護施設における自立支援は、個人の支援にとどまらず、施設全体のケアのあり方と密接に関連している。そのため、自立支援を包括的な施設ケアの一環として捉え、組織全体の視点から検討していく必要がある。施設内の他職種との連携・協働を考える際には、それぞれの施設の事情に応じたリービングケアの方法を検討し、ケア方針や運営方針に即した実践を確立することが求められる。個々の職員の経験やその場しのぎの対応に依存するのではなく、共通理解に基づいた、組織としてのリービングケアのあり方を構築していくことが、今後の課題である。

今回の自立支援担当職員の語りからは、彼らが「何をしているのか」という実践内容そのものよりも、「どのような条件や制約のもとで役割を引き受けているのか」について語られていた。自立支援担当職員は多様で重い役割を一人で担ってお

り、職員自身はその役割の重さを受け止める一方で、その実践を支える体制は必ずしも十分とは言えず、結果として制度と実践の間に生じる困難が個々の職員に集中しやすい構造が明らかとなった。

児童養護施設における自立支援は、特定の職員の力量や関係性に依存した脆弱な基盤の上に成立している。この点は、自立支援担当職員個人の問題ではなく、制度設計や施設組織のあり方を含む構造的課題として捉える必要がある。

自立支援担当職員の役割について見ると、制度的に求められる役割と現場において実際に担わされている役割との間には乖離がみられたように思われる。この乖離は、個々の職員の力量や努力の問題というよりも、制度と現場実践の接続の弱さに起因する構造的な課題と捉える必要があるのではないだろうか。

本研究の限界としてあげられることは、可視化できた現状や課題が、自立支援担当職員からの視点に限定されたものである点である。他の施設職員や入所児童、さらには施設退所者(いわゆるケアラーバー)の視点からの検討は十分とは言えず、今後の重要な課題として残されている。とりわけ、当事者の声や経験を活かした支援の構築、ピアサポートの活用、当事者が自立支援プログラムに関与する仕組みの導入など、当事者の力を取り入れた自立支援のあり方について、さらなる検討が求められる。世代を超えて支え合う循環をいかに生み出していくのかという視点も、今後の自立支援を考える上で重要であろう。

また、インタビュー対象者が6名と少数であり、得られた質的データが限定的であった点が挙げられる。今後は調査対象を拡大し、より多くの質的データを蓄積し、分析することで、自立支援実践の構造や多様性について、より詳細な検討を進める必要がある。また、本研究では「自立支援」の具体的な内容や実践技法そのものについて十分に踏み込むことができなかった。これらについても、今後の課題としたい。

今後は、自立支援が支援者側の都合によるものとならないよう留意するとともに、施設間で自立

支援の質に大きな格差が生じないための方策を検討していくことが社会的養護における重要な課題である。本研究で得られた知見をもとに、児童養護施設における自立支援を担う職員のコンピテンシーモデルの提案や各施設における自立支援プログラム、職員研修プログラムの立案へとつなげていくことが考えられる。その際、子どもの権利擁護の視点から、入所児童の最善の利益が優先される自立支援のあり方を問い続けることが不可欠である。

#### 【謝辞】

本調査研究に大変お忙しい中ご協力いただきました、自立支援担当職員6名の方々に心よりお礼申し上げます。

#### 【付記】

本研究は、2024・2025年度 山口県立大学研究創作活動助成により助成を受けて行ったものである。

#### 【文献】

- 芦田拓司(2017)「施設のリービングケア・アフターケア」子どもと福祉 Vol.10. P 10-13. 明石書店.
- 早川悟司(2017)「社会的養護からの自立支援 ―現場実践の到達点と課題―」子どもと福祉 Vol.10. P30-34. 明石書店.
- 平松喜代江(2015)「児童養護施設における自立支援に関する文献的検討」中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要第16号21-29.
- 伊部恭子(2013)「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援 ―社会的養護を受けた人々への生活史聴き取りを通して―」佛教大学社会福祉学部論集(9) .P 107-128.
- 伊部恭子(2022)「社会的養護経験者の現在の暮らしにおける困難と支援課題―全国調査の自由記述からみえてきたこと―」佛教大学社会福祉学部論集第18号. P107-128.
- 伊部恭子(2023)「社会的養護経験者がふりかえるケアに関する評価―全国調査の自由記述回答か

- ら—」佛教大学社会福祉学部論集第19号. P115-136.
- 井出智博・佐藤葵(2023)「社会的養護経験者が必要だと考える自立支援の内容—質的研究による探索—」子ども家庭福祉学第23号.1-13.
- 伊藤嘉余子(2016)「児童養護施設におけるアフターケアの課題—退所理由を焦点にあてて—」社会問題研究(65). P 17-30.
- 厚生労働省(1998)児童自立支援ハンドブック, 財団法人日本児童福祉協会.
- 厚生労働省(2011)「社会的養護の課題と将来像」厚生労働省 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会.  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001iafu-att/2r9852000001iajw.pdf>
- 厚生労働省・文部科学省(2019)「子供の貧困対策に関する大綱」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/834d4ee3-212d-4f35-aefa-6b795ebc913a/26e5c8a9/20230522\\_councils\\_shingikai\\_kihon\\_seisaku\\_JapZTAT7\\_10.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/834d4ee3-212d-4f35-aefa-6b795ebc913a/26e5c8a9/20230522_councils_shingikai_kihon_seisaku_JapZTAT7_10.pdf)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(2013)「子ども虐待対応の手引き」
- 宮崎正宇・大月和彦(2019)「児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対する社会福祉士の役割—レジデンシャル・ソーシャルに着目して」文教大学教育学部紀要第53集.97-105.
- 永野咲(2017)「社会的養護のもとで育った若者はどう生きているか」子どもと福祉Vol.10. P26-29. 明石書店.
- 永野咲・有村大士(2014)「社会養護措置解除後の生活実態とデプリベーション—二次分析による仮設生成と一時データからの示唆—」社会福祉学第54巻第4号.28-40.
- 脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会(1982)「脳性マヒ者等全身性障害者問題に関する報告」
- 社会保障審議会(1950)「社会保障制度に関する報告」
- 大村海太(2014)「児童養護施設退所者の自立に関する一考察」駒沢女子短期大学研究紀要(47). P49-60.
- 大村海太(2017)「児童養護施設退所者への自立支援の歴史に関する一考察(2)—1990年代後半から現在までの政策に焦点をあてて」駒沢女子短期大学研究紀要(50).P43-53.
- 櫻谷眞理子(2014)「児童養護施設退所者のアフターケアに関する研究—社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に—」立命館産業社会論集. (49)第4号.P139-149.
- 高橋菜穂子(2013)「児童養護施設職員による長期的意味づけから捉える自立支援の展望」京都大学大学院教育学研究科教育方法学講座紀要『教育方法の探求』(16). P25-32.
- 谷口純世(2011)「児童養護施設における子どもへの自立支援」愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部篇(1).P107-116.
- 谷口純世(2020)「社会的養護当事者の語りからみえる課題」愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部篇(10). P 1-13.

## Practices and Issues of Social Independence support in Children's Homes —Consideration based on independence support staff interviews—

Junichi YOKOYAMA

Abstract :

This paper examines the practice of social independence support in children's homes and considers future challenges from the perspective of " independence support staff " who play a role in supporting independence in children' s homes.

An interview survey was conducted with independence support staff assigned to children' s home in Prefecture A, and a qualitative analysis was conducted focusing on the nature of collaboration within the institution and independence support. The results showed that there was ideological consistency in the view of independence among independence support staff at children' s home, and that the forms of collaboration between independence support staff and care workers were categorized into three types. In addition, challenges were identified from multiple aspects in the practice of aftercare and the support provided by independence support staff.

Key Words : Independence support, children' s homes, independence support staff, aftercare, leaving care